

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金 要件確認用フローチャート(テナント事業者等版)

宮崎市、日向市、門川町内の時短要請対象施設かつ建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模集客施設等内で、店舗の運営をしていますか？

いいえ

はい

時短営業の要請対象となる大規模集客施設との賃貸借契約等に基づき、自己の名義等でテナント等を出店していますか？

いいえ

はい

飲食店以外の事業を営む事業者（ただし、飲食店であっても、テイクアウト専門店やキッチンカー等の事業者は「はい」へお進みください。）ですか？

いいえ

はい

店舗の運営をしている大規模集客施設は、宮崎県の要請により、令和3年8月27日（遅くとも8月30日）から9月12日までのすべての期間、営業時間を20時（映画館は21時）まで短縮しましたか？

いいえ

はい

大規模集客施設が要請に従った結果、テナント店舗等は令和3年8月27日（遅くとも8月30日）から9月12日までのすべての期間、営業時間が20時（映画館は21時）までとなりましたか？

いいえ

はい

業種別ガイドライン（※）を遵守して、感染防止対策を講じていますか？

いいえ

（※）内閣官房 新型コロナウイルス感染症
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>

はい

協力金
対象外

協力金の対象となる可能性があります。